

8人第1698号
令和8年9月9日

本庁各課（室）長
各委員会（委員）事務局長
議会事務局長
企業局長
各出先機関の長
教 育 長
警察本部長

】 殿

総 務 部 長
(人事課内部統制室)

福岡県職員倫理規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

福岡県職員倫理規則の一部を改正する規則（令和8年福岡県規則第46号）が令和8年9月9日に公布され、下記のとおり施行されますので通知します。

つきましては、下記に掲げる事項に留意し、改正後の規定の取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の概要

職員の禁止行為として、新たに以下の行為を定める。

（1）利害関係者との間で禁止している以下の行為について、議員との間で行うこと。

- ・ 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- ・ 金銭の貸付けを受けること。
- ・ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- ・ 議員以外の者に対して負う債務について、債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。
- ・ 無償で役務の提供を受けること。
- ・ 未公開株式を譲り受けること。
- ・ 供応接待を受けること。
- ・ 共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く）をすること。

※利害関係者と同様、一般に配布するための宣伝用物品や通常一般の儀礼の範囲の記念品等の贈与を受けることや、通常一般の儀礼の範囲の香典又は供花等の贈与を受けること、自己の費用を負担して共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行をすることなどは、禁止行為の例外とする。

(2) 職員で組織する親睦団体において、以下の行為を行うこと。

- ・ 政党その他の政治団体に対し寄附をし、又は政党その他の政治団体が主催者となる会合の参加者に対し補助をすること。
- ・ 議員及びその関係者に対し、贈答品を贈ること。
- ・ 政党その他の政治団体が発行する機関紙、新聞等を購入すること。

(3) 県議会における議会質問に関して、以下の行為を行うこと。

- ・ 県議会議員又は県議会の会派から提供された議会質問の情報を他の県議会議員又は県議会の会派に提供すること。
- ・ 議会質問の原稿を作成すること。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和8年9月9日

福岡県職員倫理規則（平成十四年福岡県規則第十四号）
新旧対照表

改正後	現 行
(禁止行為) 第三条 職員は、利害関係者又は議員（国會議員、都道府県議會議員及び市町村議會議員をいう。以下同じ。）（以下「利害関係者等」と総称する。）との間において、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 二 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。 三 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること（利害関係者等の負担により行われる場合を含む。）。 四 利害関係者等以外の者に対して負う債務について、債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。 五 無償で役務の提供を受けること（利害関係者等の負担により行われる場合を含む。）。 六 未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 七 供応接待を受けること。 八 共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。 2 前項の規定の適用については、職員が、利害関係者等から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者等から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。 3 (略)	(禁止行為) 第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。 三 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。 四 利害関係者以外の者に対して負う債務について、利害関係者から債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。 五 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。 六 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 七 利害関係者から供応接待を受けること。 八 利害関係者と共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。 2 前項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。 3 (略)

4 職員は、職員で組織する親睦団体において、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 政党その他の政治団体に対し寄附をし、又は政党その他の政治団体が主催者となる会合の参加者に対し補助をすること。 二 議員及びその関係者に対し、贈答品を贈ること。 三 政党その他の政治団体が発行する機関紙、新聞等を購入すること。 5 職員は、福岡県議会（以下「県議会」という。）における議会質問に関して、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 福岡県議会議員（以下「県議会議員」という。）又は県議会の会派から提供された議会質問の情報を他の県議会議員又は県議会の会派に提供すること。 二 議会質問の原稿を作成すること。 （禁止行為の例外） 第四条 前条第一項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。 一 利害関係者等から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。 二 職務として利害関係者等を訪問した際に、当該利害関係者等から提供される物品を使用すること。 三 職務として利害関係者等を訪問した際に、当該利害関係者等から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者等の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。 四 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者等から茶菓の提供を受けること。 五 職務として出席した会議において、利害関係者等から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者等と共に簡素な飲食をすること。 六 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者等から飲食物の提供を受け、又は利害関係者等と共に飲食をすること。	（新設） （新設） （禁止行為の例外） 第四条 前条第一項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。 一 利害関係者から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。 二 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。 四 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。 五 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。 六 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
--	---

2 前項各号に掲げる行為のほか、職員は、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる利害関係者又は<u>議員</u>との間において、次に掲げる行為を行うことができる。 一・二 (略) 3 (略) (私的な関係等による禁止行為の例外) 第五条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、<u>利害関係者等</u>に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合限り、第三条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。 2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における前項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。 (利害関係者等以外の者等との間における禁止行為) 第六条 職員は、<u>利害関係者等</u>に該当しない事業者等であつても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が<u>利害関係者等</u>であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居	2 前項各号に掲げる行為のほか、職員は、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる利害関係者との間において、次に掲げる行為を行うことができる。 一・二 (略) 3 (略) (私的な関係等による禁止行為の例外) 第五条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、<u>利害関係者</u>に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合限り、第三条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。 2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における<u>第一項</u>の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。 (<u>利害関係者</u>以外の者等との間における禁止行為) 第六条 職員は、<u>利害関係者</u>に該当しない事業者等であつても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が<u>利害関係者</u>であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合
---	--

合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(倫理監督者への相談)

第七条 職員は、自己が行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、自己が利害関係者等との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は自己が行おうとする行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(倫理監督者への相談)

第七条 職員は、自己が行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、自己が利害関係者との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は自己が行おうとする行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

○福岡県職員倫理規則

平成十四年三月二十九日

福岡県規則第十四号

改正 令和八年九月九日福岡県規則第四十六号

福岡県職員倫理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県職員倫理条例（平成十三年福岡県条例第四十九号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(利害関係者)

第二条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

- 一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）をする事務 許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第二条第一項第三号に規定する事業者等及び同条第二項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等（福岡県補助金等交付規則（昭和三十三年福岡県規則第五号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 補助金等（県以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金であって、補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 三 立入検査又は監査（法令（行政手続法第二条第一号に規定する法令をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 検査等を受ける事業者等又は特定個人
- 四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

五 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導をいう。）をする事務 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務 契約を締結している事業者等（次号に掲げる事業者等を除く。以下この号において同じ。）、契約の申込みをしている事業者等及び契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

七 入札（地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 入札に参加するために必要な資格を有する事業者等（以下「入札参加事業者」という。）

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第三条 職員は、利害関係者又は議員（国会議員、都道府県議会議員及び市町村議会議員をいう。以下同じ。）（以下「利害関係者等」と総称する。）との間において、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。

二 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること（利害関係者等の負担により行われる場合を含む。）。

四 利害関係者等以外の者に対して負う債務について、債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。

五 無償で役務の提供を受けること（利害関係者等の負担により行われる場合を含む。）。

六 未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

七 供応接待を受けること。

八 共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

2 前項の規定の適用については、職員が、利害関係者等から、物品若しくは不動産を購入した

場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者等から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

- 3 条例第七条第二項に規定する交際は、第一項第七号及び第八号に掲げる行為をいう。
- 4 職員は、職員で組織する親睦団体において、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 政党その他の政治団体に対し寄附をし、又は政党その他の政治団体が主催者となる会合の参加者に対し補助をすること。
 - 二 議員及びその関係者に対し、贈答品を贈ること。
 - 三 政党その他の政治団体が発行する機関紙、新聞等を購入すること。
- 5 職員は、福岡県議会（以下「県議会」という。）における議会質問に関して、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 福岡県議会議員（以下「県議会議員」という。）又は県議会の会派から提供された議会質問の情報を他の県議会議員又は県議会の会派に提供すること。
 - 二 議会質問の原稿を作成すること。（禁止行為の例外）

第四条 前条第一項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 利害関係者等から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。
 - 二 職務として利害関係者等を訪問した際に、当該利害関係者等から提供される物品を使用すること。
 - 三 職務として利害関係者等を訪問した際に、当該利害関係者等から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者等の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - 四 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者等から茶菓の提供を受けること。
 - 五 職務として出席した会議において、利害関係者等から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者等と共に簡素な飲食をすること。
 - 六 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者等から飲食物の提供を受け、又は利害関係者等と共に飲食をすること。
- 2 前項各号に掲げる行為のほか、職員は、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる利害関係者又は議員との間において、次に掲げる行為を行うことができる。
 - 一 通常一般の儀礼の範囲の香典又は供花その他これらに類するものの贈与を受けること。
 - 二 自己の費用を負担して共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行をすること。
 - 3 条例第七条第二項の職員倫理規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 第一項第六号に掲げる行為を行う場合
- 二 同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は県の機関が行った研修若しくは県から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、入札参加事業者に該当するものと共にする飲食については、入札参加事業者以外の者を含む多数の者が出席する場合（自己の費用を負担するときに限る。）
- 三 前二号に掲げる場合のほか、入札参加事業者との交際が、県民の疑惑や不信を招くおそれがないものとして個別に倫理監督者の承認を得た場合
（私的な関係等による禁止行為の例外）

第五条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者等に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における前項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。

（利害関係者等以外の者等との間における禁止行為）

第六条 職員は、利害関係者等に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者等であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（倫理監督者への相談）

第七条 職員は、自己が行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、自己が利害関係者等との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は自己が行おうとする行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

（倫理監督者の責務等）

第八条 倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 職員からの前条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- 二 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 条例又はこの規則に違反する行為があった場合にその旨を任命権者に報告すること。

2 倫理監督者は、その指定する職員に、職務の一部を行わせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(検討)

2 倫理審査会は、この規則の施行の日から五年以内に、職員の職務に係る倫理の保持の観点からこの規則の施行状況等について検討を加え、当該検討の結果この規則の改正が必要であると認めるときは、当該改正に係る意見を知事に申し出るものとする。

附 則 (令和九年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。